

令和8年度上山市物価高騰対策 省エネ設備導入支援補助金

お問合せ先 上山市産業観光課 023-672-1111（内線181・183）

既存設備を省エネ設備へ更新する市内事業者へ補助金を交付します

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施する事業です。

◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ中小企業または個人事業主で、市税、水道料金及び下水道使用料の未納がなく、交付申請時点において、市内で1年以上事業を営んでいる者

◆補助対象事業

事業所内の既存設備を省エネ設備に**更新**する事業で、下記の要件を満たすもの

- ・設備投資総額が**30万円(税抜)以上**で、**令和9年1月31日**までに事業が完了すること
- ・設備の**設置場所が市内の事業所内**であること
- ・設備の導入にあたり、**県内業者と請負契約を締結**すること
- ・**新たな設備の導入や追加を目的とした事業でない**こと
- ・**故障した設備の更新等を目的とした事業でない**こと
- ・**居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でない**こと
- ・更新前後で**使用用途が同じ**であること など

◆補助対象設備

中古、リース及びレンタルでない設備で、以下のいずれかに該当する設備

・国が指定する団体が型番を公表している設備

- ①高効率空調、②業務用給湯器、③高性能ボイラ、④高効率コージェネレーション、⑤変圧器、⑥冷凍冷蔵設備、⑦産業用モータ、⑧産業ヒートポンプ

※詳細につきましては以下のHPをご確認ください。

『指定設備』 補助対象設備一覧

|令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）|

SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

(<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>) ※右記QR参照



・LED照明器具

(小売事業者表示制度における省エネ基準達成率が100%以上のもの)

事業所内に固定して使用するもので、ランプ単体のみの購入を除く

◆補助金額

- 製造業を営む事業者・・・設備投資総額の2分の1以内の額（**上限250万円**）
- その他の事業者・・・設備投資総額の2分の1以内の額（**上限150万円**）

◆事前相談・申請開始日

事前相談受付開始：**令和8年4月15日(水)**

申請期間：**令和8年4月15日(水)～令和8年11月30日(月)**

※必ず申請の前に産業観光課へ**事前相談**をしてください。

※申請書類は裏面の申請先へ**電子データ**で提出してください。

◆ 交付申請に必要な書類

- ①様式第1号 交付申請書 ※
 - ②様式第2号 収支予算書 ※
 - ③市税の未納がないことを証明する書類 ※
 - ④水道料金、下水道使用料の未納がないことを証明する書類 ※
 - ⑤直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書）
 - ⑥設備の仕様等を示す書類（仕様書、カタログなど）
 - ⑦見積書
 - ⑧更新前の設備等の設置状況が確認できる資料（写真、図面など）
 - ⑨省エネ基準達成率100%以上だと確認できる資料（LED照明器具のみ）
- ※印の様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。
- ③は税務課（400円）、④は上下水道課（無料）へ必要事項を記入の上提出し、証明を受けてください。

◆ 交付までの流れ

- ①市産業観光課へ事前相談
⇒申請期限まで随時受付（予算額に達した時点で受付終了）
- ②交付申請書の提出
⇒令和8年**11月30日**の締切までに必要書類を添えて提出
→通常、交付申請から2週間程度で**交付決定通知書**が発行されます。
- ③事業着手（契約締結） ※交付決定前に事業に着手しないでください
⇒令和8年**12月31日**までに着手
- ④事業着手届の提出
⇒**事業着手日から15日後**または令和9年1月15日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出
- ⑤事業完了（設置及び支払いの完了）
⇒令和9年**1月31日**までに完了
- ⑥実績報告書の提出
⇒**事業完了日から15日後**または令和9年2月15日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出
→実績報告から1週間程度で**交付額確定通知書**が発行されます。
- ⑦交付請求書の提出
⇒確定通知を受けた後、速やかに交付請求書を提出
→補助金が振込指定口座へ入金されます。

◆ 申請・お問い合わせ先

上山市産業観光課企業誘致推進室

電話：023-672-1111（内線181,183）

メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp